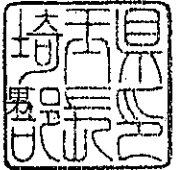


畜安第 478-1号
令和2年8月14日

一般社団法人 埼玉県 LP ガス協会 会長 様

埼玉県農林部長 強瀬 道



畜産農家を入退場する際の留意事項の周知について(依頼)

日ごろから、本県の農林水産業の振興に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましては、昨年度に5件の豚熱が発生し、7,600頭に上る飼養豚の殺処分を実施いたしました。豚熱やアフリカ豚熱などの家畜伝染病は、野生動物のほか、人、もの、車によって農場に持ち込まれる可能性があります。そこで畜産農場へのウイルス等の侵入防止を強化するため、別添リーフレット「畜産農家を訪ねる事業者の皆様へお願い」により、畜産農家を入退場する際の留意事項についてとりまとめました。

つきましては、お手数をおかけしまして誠に恐縮ですが、別添リーフレットにより貴団体、貴社のドライバーや検針員など、関係する皆様に御周知いただき、家畜伝染病の発生防止に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、家畜伝染病予防法が本年7月1日に改正施行され、関連する事業者の皆様の責務が下記のとおり明記されたことも申し添えます。

記

○ 家畜伝染病予防法 第2条の4 (新設)

(関連事業者の責務)

「複数の畜舎及びその敷地に入出入りする者、家畜を集合させる催物の開催者又は家畜の集合する施設の所有者その他の畜産業に関連する事業を行う者は、その事業活動に関し、家畜の伝染性疾病の病原体の拡散を防止するための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための施策に協力するよう努めなければならない。」

- リーフレットは、貴団体、貴社の必要枚数に応じてお送りさせていただきますので、御連絡くださるようお願いいたします。なお、リーフレットは電子データでも併せて、お送りさせていただきます。これを御利用いただくことでも結構ですので、よろしく御願いたします。

担当 畜産安全課 家畜衛生幹 加藤

TEL: 048-830-4170

E-mail: kato.yukihiko@pref.saitama.lg.jp